

埼玉県青少年健全育成条例の一部改正について

1 概要

埼玉県青少年健全育成条例は、平成30年9月定例県議会で、自民党県議団からの提案によりJKビジネス（女子高生を対象にしたガールズ居酒屋、撮影会等）及び自画撮り被害（児童ポルノの提供を求める行為）の防止等の条例改正が行われた。

その際に条ずれがおき、本来規制すべき対象が未規制となっていることが判明したため、6月定例県議会において議員提案により条例の一部改正を行ったもの。

2 内容

埼玉県青少年健全育成条例第20条「場所の提供及び周旋の禁止」では、同条第1項第8号「前条に規定する行為」として、第19条の2「入れ墨の禁止」に係る場所提供を規制していた。

平成30年10月16日の条例改正で第19条の3「児童ポルノ要求行為の禁止」が新たに追加されたため、規制の対象ではない第19条の3が対象となり、本来規制対象の第19条の2「入れ墨の禁止」が規制対象から除かれてしまっていた。

<平成30年改正後の条文> 下線（追加条文）

（入れ墨の禁止）

第19条の2 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならない。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第19条の3 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならない。

（場所の提供及び周旋の禁止）

第20条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (1) 淫らな性行為又はわいせつな行為
- (2) 暴行又は脅迫
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の使用
- (4) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤、充填料若しくは塗料の不健全な使用
- (5) 賭博
- (6) 喫煙又は飲酒
- (7) 第18条の2第1項に規定する行為（下着等の買受）
- (8) 前条に規定する行為

3 対応

6月定例県議会において自民党県議団からの議員提案により条例の一部改正を行い、第20条第1項第8号「前条に規定する行為」を「**第19条の2に規定する行為**」に改めた。（令和2年7月7日公布・施行）



埼玉県報

第121号
令和2年(2020年)
7月7日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(人事課)
- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例のあらまし(税務課)
- 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例のあらまし(青少年課)
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし(畜産安全課)
- 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程を廃止する条例のあらまし(市街地整備課)
- 埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例のあらまし(県立学校人事課)
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(保健体育課)

条例

- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 埼玉県税条例等の一部を改正する条例(税務課)
- 埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(青少年課)
- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例(畜産安全課)
- 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程を廃止する条例(市街地整備課)
- 埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例(県立学校人事課)
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(保健体育課)

規則

- 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業清算金の徴収及び交付に関する事務の取扱いに関する規則を廃止する規則(市街地整備課)
- 東日本大震災及び東日本大震災以外の原子力災害に対処する業務に係る特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)

管理規程

- 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程(公営企業・総務課)
- 埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程(経営管理課)
- 埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程(下水道管理課)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十五号）（青少年課）

一 趣旨

場所の提供及び周旋の禁止に関する規定の整備をするための改正

二 内容

第二十条第八号中「前条」を「第十九条の二」に改める。

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十五号

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第八号中「前条」を「第十九条の二」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。